

木更津市

令和7年4月1日～令和8年3月31日 個人情報保護制度の運用状況

1 自己情報開示請求の状況(ただし、請求の取り下げは除く。)

請 求	
10 件	9 人

2 自己情報開示実施機関別の請求状況 (単位:件)

実施機関	請求件数
市長	10
教育委員会	0
選挙管理委員会	0
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	0
固定資産評価審査委員会	0
消防長	0
合 計	10

3 決定状況 (単位:件)

区 分	決 定 区 分			合 計
	開 示	部分開示	不開示	
請 求	1	9	1	11

※ 請求の内容により、請求の数と決定の数が異なることがあります。

4 不開示理由別内訳 (単位:件)

不 開 示 理 由	件 数	率(%)
開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	0	0.0
開示請求者以外の個人に関する情報	9	81.8
法人等に関する情報	0	0.0
公共の安全と秩序の維持に関する情報	0	0.0
審議・検討・協議に関する情報	0	0.0
事務事業執行過程における情報	2	18.2
存否を明らかにすることができない情報	0	0.0
保有個人情報として保有していない情報	0	0.0
法令等の規定により開示できない情報	0	0.0
主務大臣等の明示の指示により開示してはならない情報	0	0.0
合 計	11	100.0

※ 1件中に不開示理由(部分開示の不開示理由を含む。)が複数存在するものは、それぞれの欄に計上している。

木更津市

令和7年4月1日～令和8年3月31日 自己情報開示請求の内容と処理状況

番号	請求年月日	開示の請求に係る情報名(公文書の件名)又は内容	主管課	決定の内容	処理経過	備考
1	R7.4.1	〇〇市□□ △△ △に係る主治医意見書及び認定調査票	福祉部 介護保険課	一部開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R7.4.18 開示 R7.4.18	
2	R7.4.11	〇〇市□□ △△ △にかかわる木更津市証明書等交付申請書 期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日	市民部 市民課	一部開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R7.4.24 開示 R7.4.24	
3	R7.5.1	〇〇市□□ △△ △に係る令和〇年〇月〇日申請分 介護認定審査会資料一式、介護認定調査票及び主治医意見書	福祉部 介護保険課	一部開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R7.5.22 開示 R7.5.22	
4	R7.6.12	〇〇市□□ △△ △ 〇〇の事故報告書 事故発生日〇〇〇〇年〇月〇日 第2報(〇〇〇〇年〇月〇日付)、第4報(〇〇〇〇年〇月)	福祉部 介護保険課	一部開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R7.7.10 開示 R7.7.10	
	R7.6.12	〇〇市□□ △△ △ 〇〇の事故報告書 事故発生日〇〇〇〇年〇月〇日 第3報(〇〇〇〇年〇月〇日付)、第5報(〇〇〇〇年〇月)、それ以後の報告書	福祉部 介護保険課	不開示 (理由) 82条2項	決定通知 R7.7.10	
5	R7.10.6	任意の介護保険請求にあたり、令和〇年〇月〇日申請分〇〇市□□ △△ △主治医意見書(要介護認定)が必要のため	福祉部 介護保険課	一部開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R7.10.22 開示 R7.10.23	
6	R7.10.16	令和〇年〇月〇日申請 〇〇市□□ △△ △要介護認定調査票の一式	福祉部 介護保険課	一部開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R7.11.5 開示 R7.11.5	
7	R7.12.9	開示請求人にかかる身体障害者手帳新規申請時に添付された身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)及び、身体障害者手帳再認定申請時に添付された身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)	福祉部 障がい福祉課	一部開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R7.12.25 開示 R8.1.13	
8	R8.1.7	令和〇年〇月〇日午前に私が子ども家庭支援課に相談した記録	こども未来部 こども家庭支援課	一部開示 (理由) 78条1項2号 78条1項7号	決定通知 R8.1.27 開示 R8.2.6	

番号	請求年月日	開示の請求に係る情報名(公文書の件名)又は内容	主管課	決定の内容	処理経過	備考
9	R8.2.17	私に係る木生環第〇〇〇〇号「令和〇年〇月〇〇日の動物に関する苦情の記録について」の記録書	環境部 生活環境課	一部開示 (理由) 78条1項2号 78条1項7号	決定通知 R8.3.18 開示 R8.3.24	
10	R8.3.18	〇〇市□□ △△ △ 〇〇に関わる木更津市証明書等交付申請書 期間 R6.5～R7.5まで	市民協働部 市民課	全部開示	決定通知 R8.4.6 開示 R8.4.7	

(参考)

78条1項2号:開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

78条1項7号:国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

82条2項:行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。